

議案第124号

職員定数条例の一部改正について

職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年12月4日提出

上越市長 中 川 幹 太

職員定数条例の一部を改正する条例

職員定数条例（昭和46年上越市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「2,400人」を「1,800人」に改め、同条第2項第2号中「1,793人」を「1,427人」に改め、同項第3号中「160人」を「170人」に改め、同項第4号中「4人」を「5人」に改め、同項第6号中「140人」を「110人」に改め、同項第7号中「275人」を「60人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。